

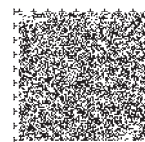


令和7年度～令和11年度 概要版

第3期

調布っ子 すこやかプラン

令和7年3月
調布市



計画策定の背景及び趣旨

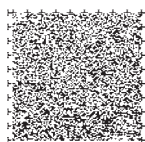
市では、平成 17 年 4 月に「子どもは調布の宝，未来への希望」として，子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し，条例に基づいた子育て支援を行っています。

また，具体的な施策の推進に当たっては，市の子ども施策に係る総合的な計画である「調布っ子すこやかプラン」を策定し，条例の基本理念を継承した中で，待機児童対策をはじめとする，子ども・子育て支援や子ども・若者支援，母子保健施策，子どもの貧困対策等様々な分野における施策の推進を図ってきました。

国においては，令和 5 年 4 月，子ども・若者が抱える様々な課題を解決し，大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として「こども家庭庁」が発足するとともに，子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに，同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定されるなど，社会における子ども政策の新たな推進体制の整備が進められています。

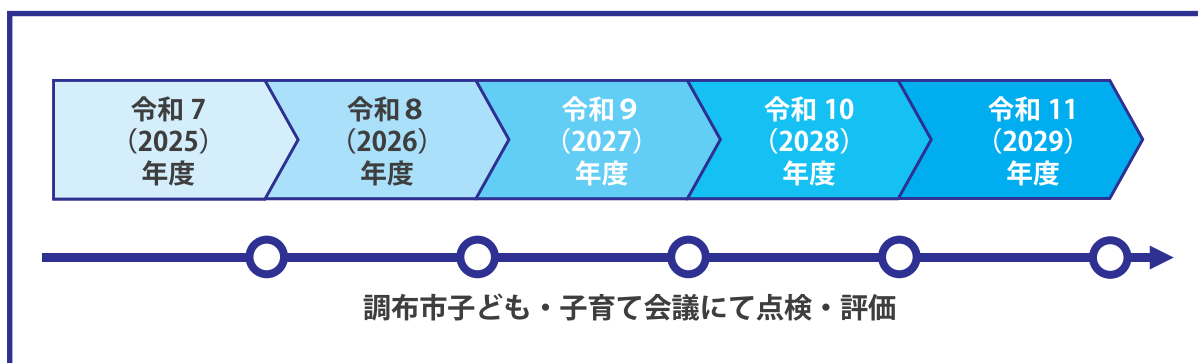
「第 3 期調布っ子すこやかプラン」は，現行の「第 2 期調布っ子すこやかプラン」の計画期間が令和 6 年度で終わることを受け，国や東京都，社会の動向を踏まえながら，子どもの育ち，子育て環境，子ども・若者の健やかな成長と自立を総合的かつ継続的に支援する取組の推進を図るため策定するものです。

なお，本計画は，「調布市子ども条例」を基本理念とし，こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づく「市町村こども計画」として策定するもので，「子ども・子育て支援事業計画」，「子ども・若者計画」，「子どもの貧困対策計画」，「次世代育成支援行動計画」，「自立促進計画」，「母子保健計画」と一体的に策定するとともに，障害児（者）支援や児童虐待防止対策，教育環境の整備等の取組を含めて，子ども・子育て支援施策を総合的に展開する計画です。

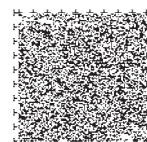
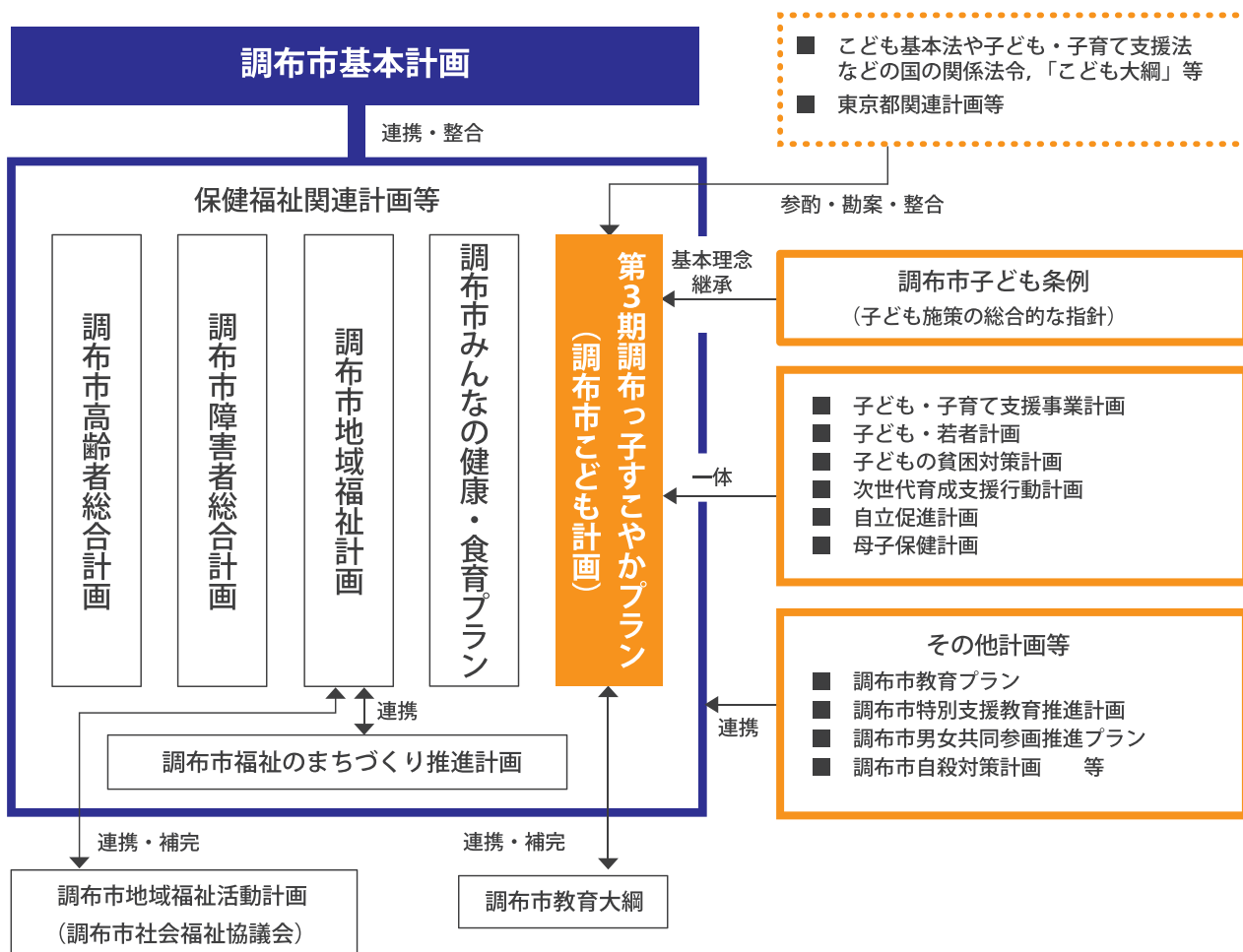


計画の期間

本計画は、5年間（令和7年度～令和11年度）を計画期間とします。



計画の位置づけ (イメージ)



基本理念



「子どもは調布の宝、未来への希望」
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び
地域のつながりの中で、子どもが夢を持って
健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す



基本的方向

一人ひとりの子どもの意見・権利を尊重し、
健やかに成長できるよう
「子育て」※1を支える視点

安心して子どもを産み育てることができるよう
「子育て」※2を支える視点

将来を担う子ども・若者等の
「健やかな成長と自立」を支える視点

子ども・若者、子育て家庭における
「子育て」・「子育て」・「健やかな成長と自立」を
「地域と共に」支える視点

※1 「子育て」を支える：子どもの健やかな育ちへの支援

※2 「子育て」を支える：保護者を通じた子どもへの支援



基本目標

基本目標 1

子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長
の支援の充実

基本目標 2

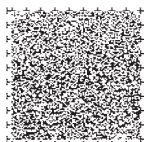
妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

基本目標 3

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び
保育サービスの充実

基本目標 4

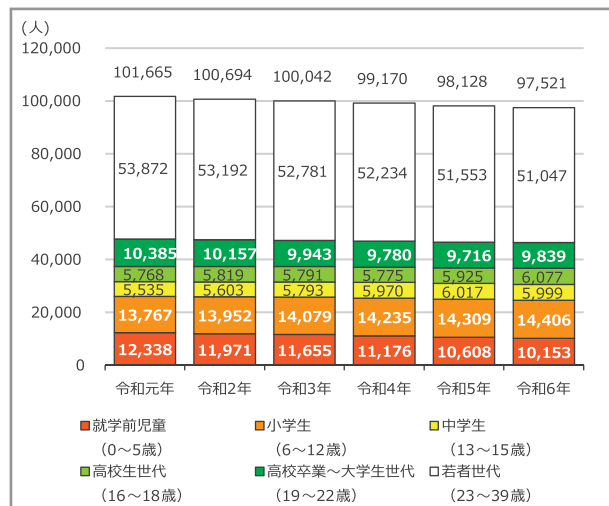
特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への
支援の充実



子ども・若者の人口

過去6年間の子ども・若者（39歳以下）の人口をみると、全体としては減少傾向で推移しており、令和元年と令和6年10月1日時点と比較すると、4,144人の減少となっています。

世代別では、令和元年と令和6年10月1日時点と比較すると、小学生～高校生世代で人口が増加していますが、就学前児童及び高校卒業～若者世代の人口が減少しています。

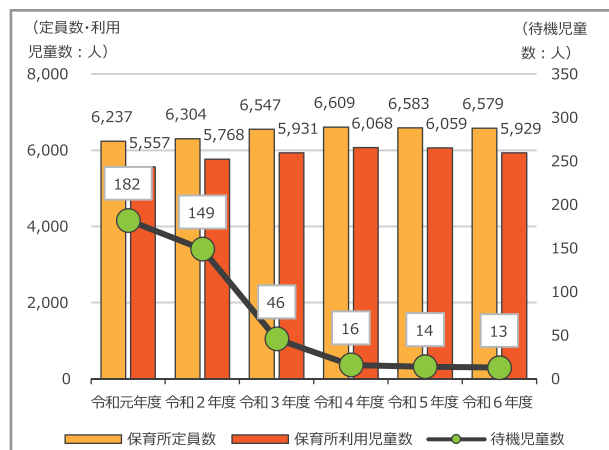


資料：「住民基本台帳（外国人を含む）」（各年10月1日）

保育所の利用状況

保育所利用ニーズの高まりにより、保育所利用児童数は増加していますが、市では、計画的な保育所定員数の確保を図ってきたことにより、待機児童数は減少しています。

令和6年4月1日時点の保育所待機児童数は13人となり、令和元年度と比較して169人、前年度と比較して1人減少しています。

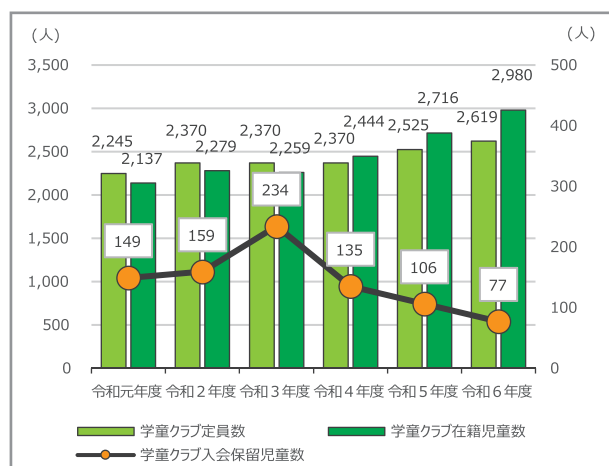


資料：調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」、「待機児童数」（各年4月1日）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の状況

学童クラブの入会申請者数は年々増加しているものの、施設整備や職員の加配等を行うなど、計画的に受入人数の拡大を図っています。

なお、学童クラブの入会保留児童数は令和4年度から減少し、令和6年度は77人となっています。



資料：「調布市事務報告書」（各年4月1日）

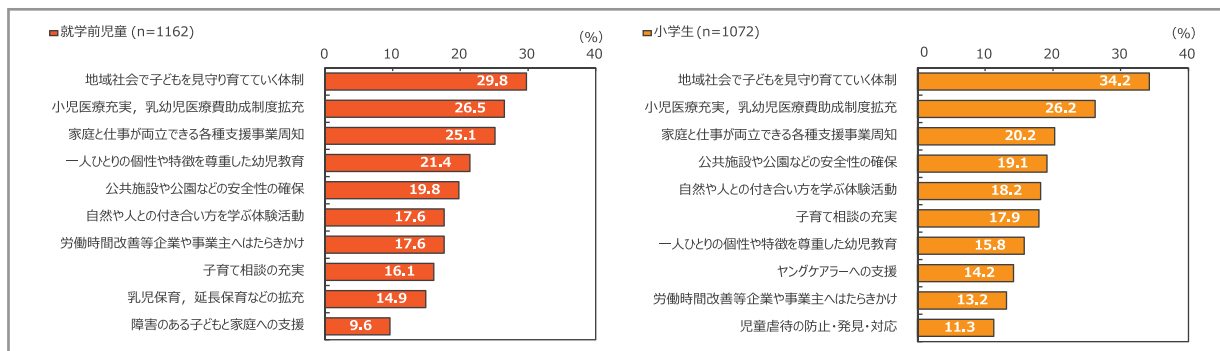


行政や関係機関の取組として必要なこと

(ニーズの高いものを上位から一部抜粋)

子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、「地域社会で子どもを見守り育てていく体制」が最も高い割合を占めており、「地域ぐるみで子どもの育ちを支える」取組が重要とされています。

その他、「小児医療充実、乳幼児医療費助成制度拡充」、「家事と仕事が両立できる各種支援事業周知」が高い割合を占めています。

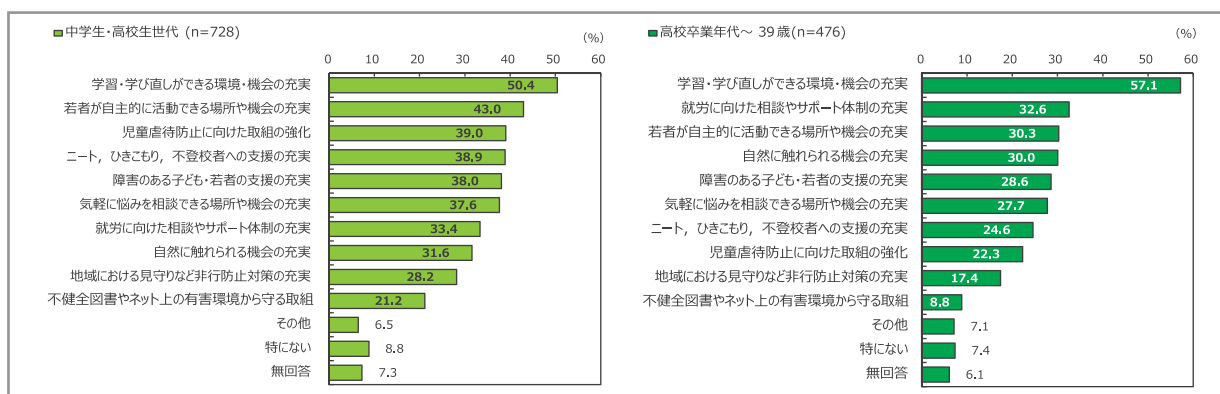


資料：「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

市が特に取り組むべきこと

子ども・若者支援に関するニーズ調査結果によると、市が特に取り組むべきこととして最も多くの回答を集めたのは、「学習・学び直しができる環境・機会の充実」となっており、中学生・高校生世代、高校卒業年代～39歳とともに回答の過半数の割合を占めています。

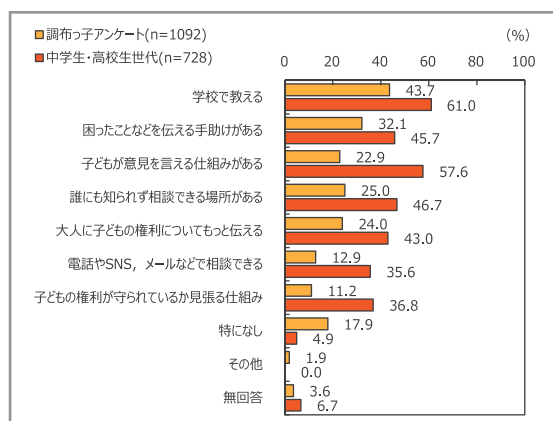
世代別でみると、中学生・高校生世代では「児童虐待防止に向けた取組の強化（39.0%）」や「ニート、ひきこもり、不登校者への支援の充実（38.9%）」が高い割合を占めたのに対し、「高校卒業年代～39歳」では「就労に向けた相談やサポート体制の充実（32.6%）」や「自然に触れられる機会の充実（30.0%）」が高い割合を占めており、世代による差がみられます。



資料：「子ども・若者支援に関するニーズ調査」（中学生・高校生世代、高校卒業年代～39歳）

子どもの権利を守るため必要な仕組み

「子ども・若者支援に関するニーズ調査」によると、子どもの権利を守るため必要な仕組みについて、「学校で教える」（61.0%）、「子どもが意見を言える仕組みがある」（57.6%）、「誰にも知られず相談できる場所がある」（46.7%）が高い割合を占めています。また、「調布っ子アンケート」によると、上記以外にも「困ったことなどを伝える手助けがある」（32.1%）が高い割合を占めています。



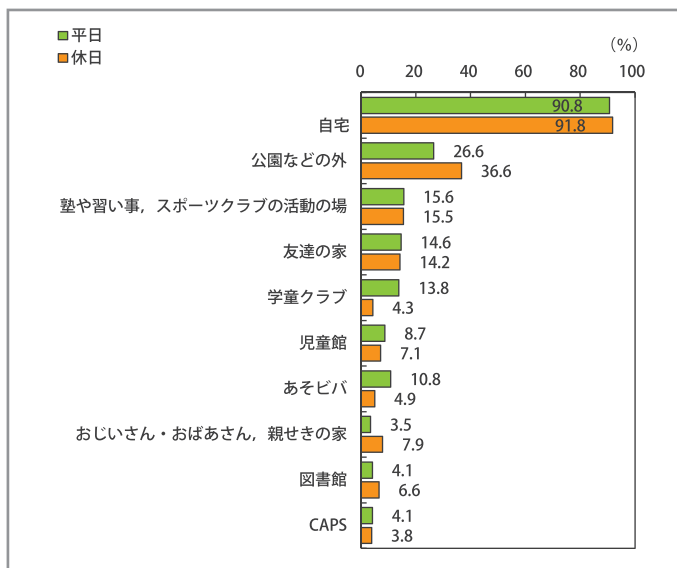
資料：「調布っ子アンケート」、「子ども・若者支援に関するニーズ調査」（中学生・高校生世代）

平日（学校や教室が終わってから）や休日に過ごす場所

（回答の多かったものを一部抜粋）

平日（学校や教室が終わってから）や休日に過ごす場所として、最も回答が多かったのは「自宅」となっています。

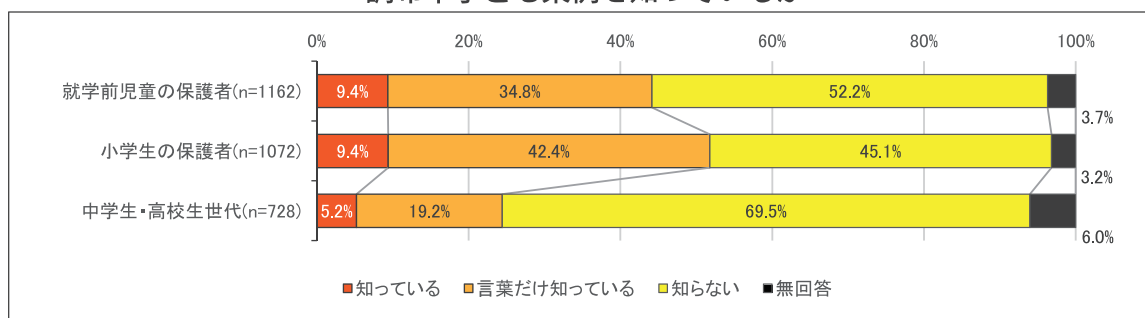
自宅以外の回答としては「公園などの外」、「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」、「友達の家」、「学童クラブ」等への回答が多くなっています。



資料：「調布っ子アンケート」

調布市子ども条例の認知状況

調布市子ども条例を知っているか



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）、子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

調布市子ども条例って？なに？

調布の子どもと子育て家庭のためにつくった調布市のルール（決まりごと）のことです。

なんのためにつくったの？

子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを進め、子どもが健やかに育つことを目的としてつくられました。

また、その目的の実現に向けて、家庭、学校等、地域、事業主、市といった大人の役割を決めています。

条例の中で大切にしている思いは？

条例の中では、子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」とし、日本国憲法、世界人権宣言、子どもの権利条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重するとしています。

また、「子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまち」の実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主、市は協働して取り組んでいくとしています。

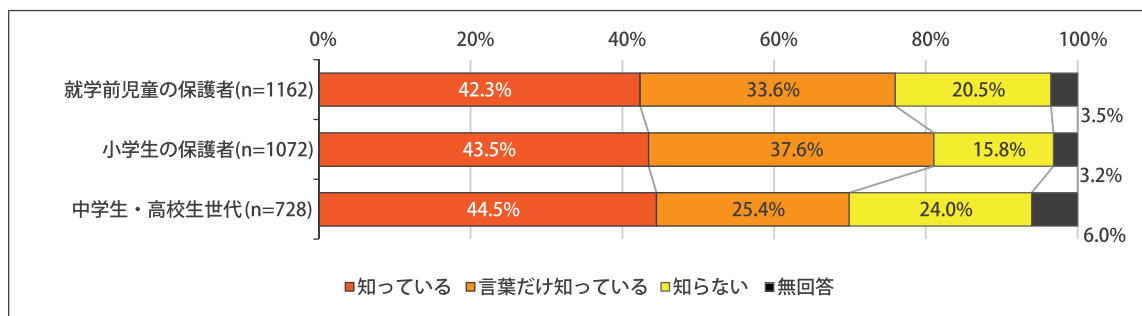
調布市子ども条例について詳しくはこちら



調布市ホームページ 調布市子ども条例

子どもの権利の認知状況

子どもの権利を知っているか



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者），子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）



権利とは？



権利とは，わたしたちが生まれた時から自由に考え，自由に行動し，幸せに生きるためにもっている大事なものです。
また，一人ひとりの人間が人間らしい生活をするための権利を「基本的人権」といい，日本国憲法で守られています。



子どもの権利条約ってなに？



「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は，子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ，大人と同じ一人の人間としての人権を認める，成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。
1989年の第44回国連総会において採択され，1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約の4つの原則

1

差別の禁止

すべての子どもは，子ども自身や親の人種や国籍，性，意見，障がい，経済状況などどんな理由でも差別されず，条約の定めるすべての権利が保障されます。

2

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ，行われる時は，「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3

生命，生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ，もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう，医療，教育，生活への支援などを受けることが保障されます。

4

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ，おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（出典）公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」

子どもの権利条約について詳しくはこちら



公益社団法人 日本ユニセフ協会
ホームページ「子どもの権利条約」

基本目標ごとの評価指標

基本目標 1

子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	「調布市子ども条例」の認知度 （「知っている」、「言葉だけ知っている」子どもと大人の割合）※ 1	子ども：24.4% 大人：47.8% （令和 5 年度）	上げる
2	「子どもの権利」の認知度 （「知っている」、「言葉だけ知っている」子どもと大人の割合）※ 1	子ども：69.9% 大人：78.4% （令和 5 年度）	上げる
3	「自分の意見や思いを自由に言えている」と思う子どもの割合※ 2 「周囲の大人は意見を大事にしてくれている」と思う中学生・高校生世代の割合※ 1	子ども：78.0% 中学生・高校生世代： 84.9% （令和 5 年度）	90%
4	児童館における子どもの意見を具現化した取組の件数	55 件 （令和 5 年度）	77 件
5	「将来について明るい希望を持っている」 （「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」と思う若者の割合）※ 1	若者：73.8% （令和 5 年度）	80%

※ 1 調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査

※ 2 調布っ子アンケート

基本目標 2

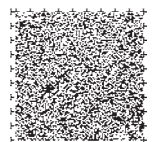
妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	市の子育て環境や支援への満足度 （「満足」、「やや満足」の割合）※ 1	就学前児童保護者：65.4% 小学生保護者：67.9% （令和 5 年度）	上げる
2	妊婦健診受診率※ 2	97% （令和 5 年度）	上げる
3	ゆりかご調布面接実施率※ 2	99.6% （令和 5 年度）	上げる
4	こんにちは赤ちゃん訪問実施率※ 2	98.4% （令和 5 年度）	上げる
5	産後ケア事業について（延べ利用率）※ 2	58.0% （令和 5 年度）	上げる
6	う歯のない子どもの割合（3 歳）※ 2	96.8% （令和 5 年度）	上げる
7	妊婦の喫煙率※ 3	0.46% （令和 5 年度）	下げる

※ 1 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

※ 2 「調布市事務報告書」

※ 3 調布市福祉健康部健康推進課 調べ



基本目標ごとの評価指標

基本目標3

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実

	内容	実績（現状）	目標値（令和11年）
1	保育園の待機児童数※	13人 （令和6年4月1日）	0人
2	学童クラブの入会保留児童数※	77人 （令和6年5月1日）	0人

※ 調布市子ども生活部子ども政策課「第2期調布っ子すこやかプラン 令和5年度実績報告」

基本目標4

特に支援を必要とする子ども・若者，子育て家庭への支援の充実

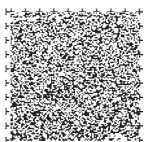
	内容	実績（現状）	目標値（令和11年）
1	子ども・若者総合支援事業「ここあ」社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者への支援に満足している市民の割合※1	60.7% （令和5年度）	62%
2	「虐待に関する相談機関」の認知度（「知っている」、「言葉だけ知っている」未就学児の保護者と小学生の保護者の割合）※2	未就学児保護者：48.9% 小学生保護者：55.2% （令和5年度）	上げる
3	放課後等デイサービスの拡充（実利用者数）	450人 （令和5年度）	480人※3 （令和8年度）
4	医療的ケア児コーディネーターの配置（東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了職員）	4人 （令和5年度）	10人※3 （令和8年度）
5	子ども・若者総合支援事業「ここあ」の認知度（「知っている」ひとり親家庭等の割合）※4	47.7% （令和5年度）	上げる

※1 調布市民意識調査

※2 調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査

※3 令和8年度以降は「調布市障害者総合計画」に基づき別途検討

※4 ひとり親家庭等アンケート調査



子ども・若者の意見・権利を尊重した 健やかな成長の支援の充実

調布市子ども条例の普及，子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進を行います。

また，子ども・若者の健やかな成長のための居場所づくりや多様な学び・遊び・体験活動の充実を行います。

基本施策 1-1

子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進

取組の具体例

調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発，子ども・若者や子育て当事者の意見募集や参画の機会づくりなど

基本施策 1-2

子ども・若者の健やかな育成

取組の具体例

児童館全館事業を通じた体験活動の充実，安全確保，安全教育，食育の推進など

基本施策 1-3

健やかな成長のための居場所づくり

取組の具体例

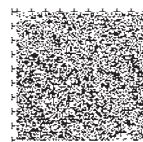
親子の居場所・交流の場づくり，放課後等における子どもの居場所づくりなど

基本施策 1-4

多様な学び・遊び・体験活動の充実

取組の具体例

放課後等における子どもの遊びや体験活動の推進，宿泊体験や職場体験，「映画のまち調布」の推進，交通ルール学習や環境学習の充実など



妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援を行うとともに、子どもと保護者の疾病予防や健康支援、相談支援を行います。

また、子育て家庭の学習・交流の場の充実を図るほか、経済的負担の軽減を行います。

基本施策 2-1

子どもと保護者の疾病予防・健康支援

取組の具体例

妊婦・乳幼児への疾病予防・健康支援、子どもの相談、アレルギーへの対策など

基本施策 2-2

妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

取組の具体例

伴走型の相談支援、子育てに関する手続きのオンラインによる利便性向上、情報提供の推進など

基本施策 2-3

相談支援、学習・交流の場の充実

取組の具体例

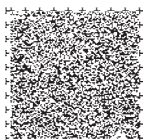
子どもの相談、学習、親子の居場所・交流の場づくりなど

基本施策 2-4

子育て家庭の経済的負担の軽減

取組の具体例

子どもの医療費助成、妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減、幼児教育・保育の利用料負担軽減、学校給食無償化など



多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実

乳幼児期における子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境の整備，充実を図るとともに，良質な保育サービスを利用できるよう，保育の質の維持・向上を図ります。

また，地域における多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援に対応するために，地域子ども・子育て支援事業について推進します。

基本施策 3-1

乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実

取組の具体例

保育園待機児童対策，保育所の入園予約，保育の質の維持・向上，在宅子育て家庭への子どもの預かり支援など

基本施策 3-2

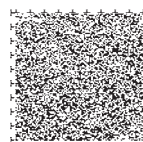
地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

取組の具体例

子どもや子育て家庭の相談支援，学童クラブの入会保留児童対策，親子や放課後の子どもの居場所づくり，子どもの一時預かりや病児・病後児保育の実施など

量の見込みと確保方策について

「子ども・子育て支援法」第 61 条第 2 項第 1 号及び第 2 号において，区市町村は，各年度の教育・保育サービス，地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（今後の需要量の見通し）並びにサービス提供体制の確保方策（需要に対して市が確保するサービス供給量）について，子ども・子育て支援事業計画に定めることとされています。



特に支援を必要とする子ども・若者，子育て家庭への支援の充実

様々な悩みや不安，困難を抱える子ども・若者やその家族への支援，発達の遅れやかたより，障害のある子どもや外国にルーツのある子どもなどの配慮を要する子どもや子育て家庭への支援を行います。

また，児童虐待防止，社会的養護及びヤングケアラーへの支援を行うとともに，ひとり親家庭への支援，生活に困難を抱える子ども・若者，子育て家庭への支援を行います。

基本施策 4-1

様々な悩みや不安，困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

取組の具体例

子ども・若者総合支援事業「ここあ」での様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者の相談支援，いじめ・虐待の防止と対応，不登校児童・生徒への支援など

基本施策 4-2

配慮を要する子どもや子育て家庭への支援

取組の具体例

子どもの発達等の相談支援，障害児の保育所・幼稚園における受入体制の整備・支援，特別支援教育の推進，日本語を母語としない子どもや子育て家庭等への支援など

基本施策 4-3

児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援

取組の具体例

児童虐待防止，児童養護施設退所者への支援，養育支援，ヤングケアラーへの支援など

基本施策 4-4

ひとり親家庭への支援

取組の具体例

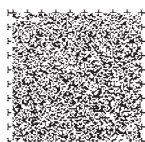
ひとり親家庭の就労，自立，生活の支援，子どもの学習・相談支援など

基本施策 4-5

子ども・若者，子育て家庭への貧困対策

取組の具体例

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの学習・相談支援，教育費の負担軽減，子どもの食の確保の支援，就労に向けた支援など



計画の推進

計画の推進にあたっては、子育て家庭、事業者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また、庁内関係各課や、その他の機関、国、東京都、近隣市と連携しながら、計画を推進します。

計画の達成状況の点検及び評価

目標値と評価指標

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、調布市子ども・子育て会議において、進捗状況を継続的に点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため、調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても、国や東京都の動向、市の現況や計画に基づく施策の実施状況等により、計画の見直しが必要な場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

刊行物番号 2024-189

第3期 調布っ子すこやかプラン【概要版】

（令和7年度～令和11年度）

発行年月 令和7年3月

発行 調布市

（担当） 子ども生活部子ども政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

TEL：042-481-7757 / FAX：042-499-6101

